

高齢者の「障害者控除対象者認定書」及び「おむつ代の医療費控除の証明書」の発行について

障害者控除対象者認定書について

介護保険の要介護認定を受けている方のうち、身体障害者又は知的障害者に準ずる者として障害者控除対象者に認定された場合に、障害者控除対象者認定書を発行します。所得税や市・県民税の申告をするときに、この認定書を添付すると、本人又はその扶養者が障害者控除又は特別障害者控除を受けることができます。

【対象者】

65歳以上の要介護認定者で、身体障害者、知的障害者に準ずる方、又はその人を扶養している方。

※「すでに身体障害者手帳等で控除を受けている方」は、該当しません。

【控除の区分】

- ①障害者控除(要介護認定結果において、障害高齢者自立度がA又は認知症高齢者自立度がⅡ)
- ②特別障害者控除(要介護認定結果において、障害高齢者自立度がB、C又は認知症高齢者自立度がⅢ、Ⅳ、M)

おむつ代の医療費控除の証明書について

介護保険の要介護認定を受けている方で、所得税や市・県民税の申告でおむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、「おむつ使用証明書」に代えて、市が発行する「証明書」を使用することができます。

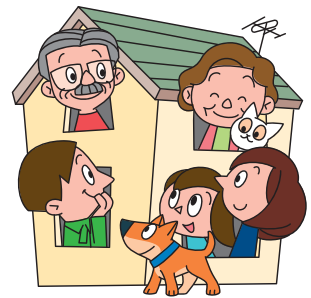
【対象者】

次の条件をすべて満たす場合に「証明書」を発行します。

- ①おむつ代の税申告をするのが2年目以降の方
※1年目は医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。
- ②要介護認定時に主治医から提出していただいた意見書で、寝たきり状態(寝たきり度B1～C2)にあり、尿失禁の発生可能性があることを確認できる方。

【申請手続き】

介護長寿課窓口にて、申請書(※申請者印、対象者印必要)に必要な事項を記入のうえ、介護保険被保険者証を添えて申請して下さい。



【お問い合わせ】 介護長寿課 ☎973-3208

平成27年度 うるま市臨時職員及び非常勤職員希望者の受付について

【受付方法】 所定の申込書(履歴書)に必要な事項を記入、写真を貼付し提出して下さい。
(所定申込書は本庁3階職員課にて配布) ※市販の履歴書による応募も可能です。
※申込書はうるま市ホームページからもダウンロードできます。

【受付期間及び時間】 年間を通して随時受付(欠員等の状況により採用)
但し、平成27年4月からの任用希望者については、平成27年2月末まで(土・日・祝日は除く)に提出して下さい。午前8時30分～午後5時15分

【受付場所】 市長部局等に関しては、職員課(本庁3階)☎973-5251
教育委員会に関しては、教育委員会総務課(勝連庁舎2階)☎978-2201
※受付した履歴書は1年間保管します。

【臨時職員について】

- ①市内在住者優先
- ②任用期間は6か月以内の期限付き(但し、1回に限り延長可能)
- ③採用については、各課の欠員状況によります。
- ④臨時職員の主な職種
・学校用務員 ・一般事務職 ・一般労務職
・調理員 ・土木作業員 ・図書館司書
・保育士 ・幼稚園教諭
・重機運転手、その他高度な資格を有する者
・看護師 ・保健師等
- ⑤臨時職員の勤務日
原則として、月曜日から金曜日(平日)の午前8時30分から午後5時15分まで
(学校用務員の勤務時間は1日6時間程度になります。)

【非常勤職員について】

- ①任用期間は1年単位(概ね年度の1年間)
- ②採用については、専門職(有資格者等)となっており、各課の欠員状況によります。
- ③主な職種
保健師・看護師・社会福祉士・精神保健福祉士・建築(土木)技術等有資格者・納税指導員等・学校給食センター調理師
※報酬月額については、職種により異なります。
- ④非常勤職員の勤務日
原則として、週30時間以内の勤務時間
(例：1日7.5時間の週4日・1日6時間の週5日勤務等)

【お問い合わせ】 職員課 ☎973-5251